

令和5年第4回西予市議会定例会総務常任委員会会議録

1. 招 集 年 月 日 令和5年12月7日

1. 招 集 の 場 所 第3委員会室

1. 開 会 令和5年12月7日

午前8時59分

1. 閉 会 令和5年12月7日

午後1時31分

1. 出 席 委 員

委員長 宇都宮俊文

副委員長 信宮 徹也

委員 河野 清一

委員 竹崎 幸仁

委員 小玉 忠重

委員 森川 一義

1. 欠 席 委 員

な し

1. 出 席 説 明 員

総務部長 山住 哲司

政策企画部長 宇都宮明彦

消防本部消防長 宇都宮憲治

教育部長 谷口 佳代

議会事務局長 片山 勇一

総務課長 兵頭 章夫

税務課長 宮中 英希

財政課長 安岡 克敏

まちづくり推進課長 長野 静香

政策推進課長 原井川英一

教育総務課長 山崎 徳博

学校教育課長 青木 志郎

消防総務課長 山本 清久

防災課長 平 達也

西予消防署長 坂本 弘治

総務課長補佐 佐藤陽一郎

総務課長補佐 岡本 夕佳

税務課長補佐 村上 英治

財政課長補佐 宇都宮正記

財政課長補佐 三瀬 一也

まちづくり推進課長補佐 安田 司

まちづくり推進課長補佐 岡田 拓郎

地域づくり活動センター推進室長

清家 昌弘

復興支援室長 和気 伸二

デジタル推進室長 上甲 宏之

教育総務課長補佐 橋本 欽司

教育総務課長補佐 土居 靖史

学校教育課長補佐 榊田寿美子

せいよ西学校給食センター所長

消防総務課長補佐 植木 宏次

防災課長補佐 加藤 光夫

総務課係長 兵頭 栄治

総務課係長 矢野 直子

総務課係長 森岡 光雄

選挙管理委員会係長 兵頭 秀二

税務課係長 三瀬 洋平

市民課係長 松田 望

まちづくり推進課係長 兵頭 孝明

まちづくり推進課係長 片山 大輔

地域づくり活動センター推進室係長

地域づくり活動センター推進室係長

地域づくり活動センター推進室係長

デジタル推進室係長 稲口 智博

教育総務課係長 中井 圭介

学校教育課係長 池田 瑞恵

教育総務課主査 堀 真裕

1. 出席議会事務局職員

書記 瀧川 健二

1. 会議に付した事件

議案第76号 CATV整備事業 三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について

議案第77号 西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について

議案第78号 西予市公共交通バス条例の一部を改正する条例制定について

議案第79号 西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第82号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議案第90号 令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)

議案第94号 西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について

議案第96号 西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

請願第3号 学校給食の無償化を求める請願

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時59分

○信宮副委員長

これより令和5年第4回定例会総務常任委員会を開会いたします。

開会にあたり委員長より挨拶があります。

○宇都宮委員長

宇都宮委員長が挨拶を行う。

○信宮副委員長

続きまして山住総務部長御挨拶をお願いいたします。

○山住総務部長

山住部長が挨拶を行う。

○信宮副委員長

議案審査に移る前に注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言してください。

それではこれよりの進行は委員長が行います。

【総務部】

【総務課】

○宇都宮委員長

それではこれより審査に入ります。

議案第79号「西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」兵頭総務課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

議案第79号「西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

西予市災害派遣手当等の支給に関する条例では、災害対策基本法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき西予市に派遣された職員の派遣手当等について定めているものですが、今回その根拠となる新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律が令和5年4月28日に公布され、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正法が令和5年9月1日に施行されたことに伴い、本条例で引用している当該法令の条項及び字句等の修正が必要となったため一部改正を行うものです。

よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○小玉委員

コロナのやつはまだ残ってるでしょうか。出勤に対する手当。

○兵頭総務課長

新型インフルエンザの中にコロナなども含まれております。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第79号「西予市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

賛成全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時6分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時7分)

それでは続きまして、議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち総務課所管分についてを議題といたします。

兵頭課長の説明を求めます。

○兵頭総務課長

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち総務課所管分について御説明いたします。

まず初めに歳出予算から説明させていただきます。予算書13ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の6億2601万円に314万8000円を増額し6億2915万8000円とするものです。

今回の補正ですが、一般管理費庶務事業(総務)の286万円につきましては、平成30年7月豪雨災害に関する損害賠償請求事件における訴訟代理人弁護士への着手金を予算計上するものです。当該訴訟につきましては、現在5件の訴えが提起されておりますが、訴訟に関わる着手金は令和2

年1月の1件目の事件訴訟時に100万円を代理人弁護士に支払っており、その後に追加された4件の着手金につきましては、本来であれば事件別に支払うところ訴えの内容が1件目と同じ趣旨であり、審理が1件目と併合して行われることとなったため代理人弁護士と合意の上、全ての訴訟が結審した後に残り4件分の着手金をまとめて精算することとしておりました。なお、当該訴訟の代理人弁護士には市の顧問弁護士に委任しているところですが、先般顧問弁護士から体調面の諸事情により本年9月末をもって辞任したい旨の申出があったことから10月からは当該顧問弁護士から推薦をいただいた新たな弁護士を後任の顧問弁護士として委任したところでございます。

つきましては、顧問弁護士の交代に伴い当該訴訟に関する代理人弁護士も交代となったことから、結審後の精算払いとしていた残り4事件の着手金を前任弁護士に支払う必要があるため今回の補正予算で計上するものです。なお、訴訟を引き継ぐ公認代理人弁護士に対する着手金の取扱いにつきましては、前任弁護士にお支払いする金額内において前任及び後任弁護士双方が相談の上で調整していただくこととなっております。

次に、公務災害補償事業の補正予算28万8000円につきましては、支所勤務の会計年度任用職員1名が支所内での作業中にけがを負ってしまい公務災害として認定を受けたことから、治療等に要する費用を療養補償費として予算計上するものです。

続いて9目防犯対策費につきましては、1662万5000円に276万1000円を増額し1938万6000円とするものです。今回の防犯対策事業の補正予算につきましては、市では防犯灯電気料補助金交付要綱に基づき市内の各地区が管理している防犯灯の年間電気料に対し約60%の補助を行っておりますが、昨今の燃料費高騰にて四国電力が公衆街路灯の電気料金単価を6月1日から大幅に上げたことに伴い、要綱に基づく市の補助単価を引き上げる必要があったことから、当初予算では不足が見込まれる補助金額を追加計上するものです。

続きまして、歳入予算を説明いたします。予算書11ページをお開きください。

20款諸収入、5項4目雑入、2節総務費雑入の

うち、非常勤職員公務災害療養補償費を28万8000円増額するものです。今回の補正は、先ほど歳出予算で説明いたしました公務災害補償事業における療養補償費の全額が保険金として市に支払われますので歳入予算に計上しております。

以上で総務課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

それではこれより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時13分)

【選挙管理委員会】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時14分)

次に選挙管理委員会の審査を行います。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」選挙管理委員会所管分についてを議題といたします。

兵頭書記長の説明を求めます。

○兵頭選挙管理委員会書記長

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち選挙管理委員会所管分について御説明いたします。予算書5ページの第2表債務負担行為補正を御覧ください。

こちらの表の市長・市議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託につきましては、令和6年5月15日の任期満了に伴う西予市長及び西予市議会議員選挙を来年の4月21日に告示し同月28日に実施する予定であり、選挙ポスター掲示場の設置と告示日における立候補届出受付時に各候補者へ配布する交付物資及び選挙運動用ビラ証紙につ

きましては、今年度中に業者と契約をしまして事前準備を進めておく必要があることから、今回債務負担行為として期間を令和6年度まで、限度額を1095万7000円に設定して対応するものです。

以上で選挙管理委員会所管分の説明を終わります。

よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

兵頭書記長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち選挙管理委員会所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時17分)

【税務課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時19分)

それではこれより税務課の審査を行います。

議案第96号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

宮中課長の説明を求めます。

○宮中税務課長

議案第96号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」御説明をさせていただきます。

今回の改正は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び関係政令等が公布されたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険加入世帯に出産する予定の被保険者または出産した被保険者がいる場合は、当該世帯の世帯主に対

して賦課される国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額するものでございます。

減額する額につきましては、出産被保険者の出産予定日または出産日の属する月の前月から4カ月間、多胎妊娠の場合は6カ月間の所得割額及び被保険者均等割額となっております。

今回の改正により国民健康保険に加入する自営業者等の女性が出産する際、産前産後の国民健康保険税が免除されることから子育て世帯への経済的支援につながるものと考えております。

以上よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

宮中課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第96号「西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前9時22分)

【財政課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時26分)

次に財政課の審査を行います。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち財政課所管分を議題と致します。

安岡課長の説明を求めます。

○安岡財政課長

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち財政課所管分について御説明させていただきます。

まず歳入について御説明いたします。予算書の11ページをお開き願います。

17款1項1目一般寄附金2000万円の増額でございますが、市政の発展に役立ててほしいと当市

に対しまして、寄附をいただきましたので一般寄附金を増額するものでございます。

続いて、18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金でございますが、財政調整基金は予算編成において財源が不足する場合にその不足額の補填財源として活用するものであり、今回の補正では歳入歳出予算を調整するため繰入金を 1 億 9857 万 4000 円増額するものでございます。

続きまして歳出について御説明いたします。予算書の 16 ページをお開き願います。

4 款 3 項 1 目病院費、西予市民病院事業会計繰出事業 1 億 2327 万 2000 円の増額であります。西予市民病院への繰り出しについて安定的な経営を支援するため運営及び給与費等に要する経費として臨時的に繰出金を増額するものでございます。

続きまして 22 ページをお開き願います。

12 款 1 項 2 目償還利子 368 万 4000 円の増額でございますが、借入れの実績に伴う償還先の調整を行うとともに借入れ利率の上昇に伴い年度内における不足見込み分を計上するものでございます。

以上、財政課所管分に係る補正予算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

安岡課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○森川委員

11 ページの一般寄附金ですが、大体どのような目的に使われていきますか。一般会計全部繰入れするのか。

○安岡財政課長

寄附金の使途についてでございますが、市政の発展に役立てていただきたいということで幅広く対象となりますが、福祉部門もしくは復旧事業等について活用させていただきたいということをお伝えしております。

○森川委員

野村町の災害復旧が主な使用目的ということですか。

○山住総務部長

寄附をいただいた方に対しましては、一般寄附ということで特に限定はいたしておりません。野

村だけの災害復旧に用するというわけではございませんけれども、そういったところも含めて災害復旧でありますとか福祉の分野で活用させていただくということとさせていただいております。

○竹崎委員

16 ページの西予市民病院の事業会計繰出事業について説明があったんですが、内容をもう少し詳しく教えていただくわけにいきませんか。

○安岡財政課長

主な内容につきまして御説明させていただきます。今回人件費については、人勧がありまして職員給与費が増加するというところでございます。その増加分に対しての支援、そのほかりハビリ医療の経費であるとか高度医療の経費について支援するものでございます。

○河野委員

16 ページの市民病院事業会計ですけれども、野村病院も含まれているのか市民病院だけの繰り出しなのか教えていただけたらと思います。

○安岡財政課長

今回の補正予算につきましては、西予市民病院のみとなっております。

○河野委員

野村病院の経営内容は予定どおりというのか、その範囲で行われているという認識でいいんでしょうか。

○安岡財政課長

野村病院につきましては、今回要求がございませんでした。留保財源等によって対応されるということだと考えております。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち財政課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 34 分)

【政策企画部】

【まちづくり推進課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前9時42分)

これより政策企画部の審査を行います。

審査に先立ちまして政策企画部宇都宮部長より御挨拶をお願いいたします。

○宇都宮政策企画部長

宇都宮政策企画部長が挨拶を行う。

○宇都宮委員長

それではこれよりまちづくり推進課の審査を行います。議案第78号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」まちづくり推進課長野課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

議案第78号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

本議案は、生活交通バス利用者の経済的負担軽減を行うとともに利用者が低迷している公共交通の利用促進を図るため、生活交通バス回数乗車券の枚数見直しを行うものであります。

内容といたしましては、これまで10枚分の金額で11枚つづりにて販売しておりました回数券を13枚つづりに変更して販売するものです。本条例の一部を改正するものであります。

今回の改正については、広報「せいよ」またホームページ、それからバスの車内に掲示して広く周知するとともに公共交通の利用促進にもつなげたいと考えております。

よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

○宇都宮委員長

長野課長の説明は終わりました。

これより審査を行います。

質疑はございませんか。

○竹崎委員

ただいま説明があったわけですが、恐らく地域からの要望があったのだと思われます。どのような要望の内容だったのか、まずそれを教えていただけますか。

○長野まちづくり推進課長

こちらの案件につきましては、令和5年8月20日にサテライト市長室を行いました。その際に参加されました団体がございます。そちらの方

からの御要望になります。

主な内容といたしましては、遊の里温泉に行く際にこれまで温泉バスがございましたが廃止になったことでかなり経済的負担があるというお話でした。そのお話を受けまして回数券の枚数を増やすことによって少しでも経済的な負担軽減になればということで取組をさせていただきました。

また、回数券を利用していただくことで必ず生活交通バスを使っていたということにもつながってきますので、広く市民の方に御存じない方にもこれを機会に周知できればと考えております。

○竹崎委員

ただいま説明のあったことにちょっと確認したいんですが、要は10枚で11枚セットプラス1ですよ。これがまず13枚になった最初の説明でありました。プラス2になったということですね。要は、遊の里の便が廃止になって少しでも経済的な負担の面から何とかして欲しいということの説明だったんですが、それにしてはちょっと少な過ぎませんか。バスを廃止したからその分を何とか増やそうというのはプラス2では要望された団体の方の気持ちを慮ると、もうちょっと何とかならんのかというのは本音だったような気がするんですが、その辺財政的には厳しい状況これは分かります、それ以外に配慮することは、要はこの効果ですね、効果がもっとせつかくプラス2ということの効果やもう少し配慮できることがあるのかどうか。例えば、枚数の面でもいいんですよ。もう少し上げたかったが、財政の面で大変だったということかもしれないけど、それ以外に配慮することはあるのかどうかも例えばできる配慮ですよ、そのことは考えられていますかいませんか。

○長野まちづくり推進課長

今回枚数を11枚から13枚にさせていただいたわけですが、今年度の売上げ枚数を前期の分で比較しますと約11万円の収入減となります。2枚増やただけでこういった収入減にもなりますので、先ほど竹崎委員がおっしゃられましたように財政的な面から見ても公共交通を維持していくためにはある程度の収入を得ていないとつながらないということもございますので、いきなり枚数を多く増やすことはなかなか難しい現状ではございました。ほかの方策はないのかという御質問でしたが、今のところまちづくり推進課ではそのほか

にこれといった提案を出来ないのが現状でございます。

○竹崎委員

ということはストレートに聞きますが団体からの要望はチケットを少し増やしてくれやということで解釈してよろしいですか。

○長野まちづくり推進課長

現在使っていらっしゃる方が、当初は無料で温泉バスがございましたので何とかならないかという御相談でしたが、回数券というものがございしますのでそちらを御利用いただくよう御案内させていただきました。その中でやはりもう少し枚数を増やしていただきたいという御要望がありましたので、それをまちづくり推進課で協議させていただきました。このような状況となっております。

○信宮副委員長

バスの乗車券の枚数を 11 枚から 13 枚に変更するという事ですけども、バスを利用する方でその都度料金を払って乗られる方もいらっしゃると思うんですが、その回数券を使われる方の割合がどれくらいあるのかなと思うところがあるんですけど分かれればお願いいたします。

○長野まちづくり推進課長

申し訳ありません。割合としてはちょっと算出していませんが令和 5 年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までの利用者数が 4,012 人ございましてそのうち回数券を利用された方は 1,494 人いらっしゃいました。

○河野委員

今の説明でバスの利用者 4,000 人のうち 1,400 人しか回数券が使われてないということであつたんですけども、これは回数券あること自体を利用者の方が知らないという考えも持たれると思うんですけども、そこら辺の周知の方法、今後の対応さらにはどこに行ったら回数券を求められるのかをお聞きしたいと思います。

○長野まちづくり推進課長

先ほども御説明させていただきましたように、まずは広報「せいよ」で周知をさせていただきます。それからホームページ、そしてバスの車内にも掲示しまして広く周知させていただきたいと考えております。また、回数券のお買い求めいただく場所ですが、市役所でございますとまちづくり推進課、野村支所、城川支所の地域生活課、それか

ら惣川地域づくり活動センターでも販売しております。また、バスの車内でも運転手で販売しております。お買い求めいただく方はバスの車内で購入されている方がほとんどだと聞いております。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 78 号「西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 9 時 56 分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 1 分)

続きまして、議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 9 号)」のうちまちづくり推進課所管分を議題といたします。

長野課長の説明を求めます。

○長野まちづくり推進課長

議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 9 号)」のうちまちづくり推進課所管分につきまして、補正予算書に基づき御説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をさせていただきます。歳入につきましては、今回補正予算がございませんでしたので、歳出予算についての御説明となります。補正予算書の 13 ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、21 目地域づくり活動センター費補正額 64 万 1000 円の増額補正でございます。事業概要欄に記載のある各地域づくり活動センターにおいて、電気料金等の実績に伴う維持管理に関する予算の増額を計上するものです。

次に補正予算書の 14 ページを御覧ください。

2 款総務費、8 項地域振興費、1 目地域振興費補正額 244 万 2000 円の増額補正でございます。集会施設移行推進事業におきまして、三瓶町 5 区では令和 7 年度に集会所の新設を予定されており、

令和6年度に現在の建物を解体する必要があるとございます。そのため今年度中に解体設計を行う必要があることから、実施主体である三瓶町5区に対しその経費を全額補助するため補正予算を計上するものです。

次に、21ページを御覧ください。

10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費補正額216万5000円の増額補正でございます。

市民が安心安全に利用できるよう明間地区グラウンドの照明設備整備を行います。また、明浜運動場の排水路に堆積した土砂撤去及び支障木撤去などを行うため補正予算を計上するものです。

明間地区グラウンドでは、平成30年7月豪雨災害後仮設住宅として利用されていましたが、令和4年度に解体され改修工事を行い、令和5年4月からグラウンドとして活用されてきました。この度プール側の夜間照明が断線していることが分かり改修するものでございます。

次に明浜運動場については、こちらも平成30年7月豪雨災害によりみかん山からの土砂の流入を受け排水路に堆積した土砂や支障木によりグラウンドの機能が著しく低下していることから西予市明浜運動場の改修を行うものです。

次に債務負担行為補正について御説明いたします。予算書5ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正を御覧いただいたらと思います。せいよ地域づくり交付金（基礎型・手上げ型）ですが、期間は令和6年度、限度額を1億9000万円と設定しております。

内訳といたしましては、基礎型交付金が1億6000万円、手上げ型交付金が3000万円です。地域づくり交付金制度については、3年に一度見直しを行っており昨年度見直しを行ったことから、次年度も引き続き現行どおり実施いたします。令和5年4月から地域づくり活動センターが運用開始いたしました。それぞれの地域づくり組織では、地域づくり組織の事務局を担う地域任用職員を雇用し地域づくり活動の支援が行われています。地域任用職員を雇用するためには地域づくり組織にはこれまでの基礎型交付金に300万円または600万円を追加して交付いたします。そのため4月から活動いただく地域任用職員の給与等の経費とあわせて事業実施経費をできるだけ早く交付する必要があることから、基礎型交付金の交付申請

書を3月中に提出いただき令和6年4月1日に交付決定を行い交付金を4月中に支払えるよう事務を進めたいと考えております。

また、手上げ型交付金は地域づくり組織によるプレゼン方式の審査会によって事業の決定を判断いたします。こちら審査会、最終審査会というスケジュールでは年度当初からの事業開始が難しいため、これまで同様最終審査会を3月中に実施して4月以降すぐに事業に取り組みよう事務を進めてまいります。以上のことから、せいよ地域づくり交付金について債務負担行為を設定するものです。

以上、議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうちまちづくり推進課所管分についての御説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願いいたします。

○宇都宮委員長

長野課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○信宮副委員長

13ページの地域づくり活動センター費ですけれども、光熱水費が増加ということですのでけれども、それぞれ活動センターある中で今回の補正で5つのセンターのみの補正となってるわけなんですけれども金額にも差がありますしその辺はどういったことなのかお伺いします。

○長野まちづくり推進課長

当初予算におきまして、各地域づくり活動センターで必要経費について計上させていただいているわけですが、令和5年4月から地域づくり活動センターになってそれぞれのセンターでの活動も活発になってきました。また、新型コロナウイルスが5類に移行したことから、センターを活用した活動も多くなっており、そのために電気代等の支出が増えたというふうに考えております。それぞれの地域で活動はされておりますが、活動の内容も様々でして、センターを利用されるところであったりとかそれ以外でも活動されていたりもしますのでセンターによって電気代の差が生じているのかと考えております。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

○森川委員

地域づくり活動センター各地区に出来ています
が、今までどれぐらいの経費が要ったか計算はし
ていますか。公民館の状態よりか大分金額がいつ
てる気がするんですが、建物を建て替えたり、い
ろいろせないけんと思うんですが。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時11分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時12分)

○長野まちづくり推進課長

令和4年度におきまして整備をさせていただきました
ました総額につきましては、現在手元に資料がご
ざいませんで後ほど提出させていただきたいと
思います。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時13分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時18分)

そのほか質疑ございませんか。

(委員長交代)

○宇都宮委員

少し関連になるかもしれないのですが活動センタ
ーの件です。実はちょっと先日あるセンター長さん
から週多分20時間の契約だったと思うんですが、
こんなに時間が要らないというこれだけの時間
をもらって何もせずに座っておくのも気の毒な
という本当に正直なありがたい御意見いただき
ました。それも行政側にも伝えておりますが、当初
の契約であるということでそのままやるという
ことで、センターによって世帯数が違ったり、ま
た、支所と並んであるところでは例えば住民票の
交付だったり、そのような業務がなかったり当然
世帯数が少ないところでは業務が少なかったり、
それぞれやっぱりセンターによって業務が違う
内容が違うと思うのでそれぞれのセンター長さん
また関連する職員の労働の基準というのが難しい
と思うんですが、その点についてスタート直後
でございますが、それを参考にして来年から予算
を立てる場合に減額するのか、またあるいは増額
する必要があるのか、その辺の仕組みという
かその辺はどのように考えておられますか。

○長野まちづくり推進課長

地域づくり活動センターが令和5年4月から開

始となりました。その際にこれまで公民館長であ
ったものがセンター長という形になります。生涯
学習事業が主だった公民館から地域づくりであ
ったりとか行政の窓口としての業務もあります
ので、これまで公民館長さんが週5時間という
内容で業務を行われていたところでしたので、
まちづくり推進課といたしましてはプラス5
時間の10時間という提案を当初させていただ
いたところなんです。いろいろな公民館長を
経験された方などの御意見もありますし、
地域づくり組織からの御意見もござい
ましてそこは柔軟な対応が必要であろうとい
うことで、週5時間、10時間、15時間の
設定で提案をさせていただきました。各セン
ター、地域づくり組織と相談をさせていただ
いて、センター長さんの勤務時間を決定
していただいたところです。それぞれ私
たち行政も初めての取組でもありますし、
地域にとっても初めての経験だと思
いますのでなかなか読み切れないところ
があったかと思えます。今年体験して
いただきまして、先ほどのセンター
長さんのように時間が必要ない
のではないかと御意見もあるか
と思えますので、令和6年度の
センター長さんの勤務時間
について、再度来年はどの
ような勤務時間が必要なのか
というのを調査させていただ
きまして、調査内容によ
って令和6年度の予算は計上
させていただこうと考えて
おります。

(委員長交代)

○小玉委員

地域づくり活動センターが出来てからまだ半年
ちょっとなんですけど、基礎型なり手上げ型の資金
を使ってお金をもうけたら地域のために使ってい
いですよっていう制度にはなっておりますよね。
そういう活動にまだ着手されてないところが多い
と思うんですが、されとるところがあったら教
えていただきたいと思
います。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時23分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時24分)

○長野まちづくり推進課長

今のところお聞きしているところでは、修学旅
行生の受入れであったりとか物品の販売、それ
からそういったところを行っているセンターが
何カ所かあるとお聞きしております。令和5
年度の実

績報告がまだ出来ない状況ですのでそちらを見極めたいと考えております。現在のところはまだ、どれだけの営利が生まれてるかというのはちょっとつかめてない状況です。

○竹崎委員

14 ページの説明が地域振興費のところです。補助金 244 万 2000 円ということに関してです。令和 6 年度の解体を 5 区が既に考えていると、そしてその設計費ということの説明があったんですが、つまり三瓶地区においては 19 分館が全て対象になると思います。その対象になっているところで早々に動くというのは検討委員会等で数カ所あったような気がするんですが、今現在 5 区だけでしょうか。それとも後何カ所かはもう手を挙げて準備段階に入っているのか、そこだけちょっとお聞かせください。

○長野まちづくり推進課長

各区からは整備計画書を提出していただいております。新たな集会所の建設について、1 番初めに着手されたのが 5 区というところ。ほかのところでは、まだ御相談の段階で計画書に基づいて整備をされるというふうに伺っておりますので、順次こちらとしても対応させていただこうと考えております。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ございませんか。
(発言する者なし)

○宇都宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」のうちまちづくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 27 分)

【政策推進課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前 10 時 34 分)

これより政策推進課の審査を行います。

議案第 76 号「CATV 整備事業三瓶サブセン

ター整備工事変更請負契約について」を議題といたします。

原井川政策推進課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

それでは議案第 76 号「CATV 整備事業三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について」御説明させていただきます。

本市では、テレビの難視聴解消と通信であるインターネットの高速化を目的といたしまして、平成 20 年度から 22 年度にかけて市内全域に CATV が利用できる環境整備を行っております。拠点施設となる各センターの整備から 10 年以上が経過し、設備機器の耐用年数が過ぎ老朽化していることから現在計画的に更新整備を進めているところでございます。

三瓶サブセンターの整備工事につきましては、令和 5 年第 3 回臨時会において議決をいただいた後、工事の過程において詳細な現地調査及び今後の運用について精査したところ、サブセンター内の温度を一定に保つための空調機の仕様変更に伴う既設換気制御盤の移設等の附帯工事の追加及び機器に接続する一部の光コード種別や長さに係る変更など、次回の更新まで安定して稼働できるよう追加工事が必要となったことから、令和 5 年 11 月 20 日に 321 万 3000 円を増額し請負金額 1 億 7530 万 8000 円とする工事変更請負仮契約を締結いたしましたので議会の議決を求めるものであります。なお、当整備工事の工期につきましては、当初完成予定日を令和 6 年 2 月 29 日としておりましたところ、昨今の世界情勢に起因した一部機器における半導体等の部品調達の遅延のため、完成予定日を令和 6 年 3 月 22 日に変更する工事変更請負契約を令和 5 年 11 月 2 日に締結しております。工期の変更につきましては、議決案件ではございませんが関連がございますので補足事項としてあわせて御報告をさせていただきます。

以上説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河野委員

CATV整備事業の変更請負契約ということでありますけれども、空調機の仕様変更とかそれらの附帯工事に追加が出たということでありますけれども、なぜ設計段階でそういった見通しが出来なかったのか。今までもほかのCATV整備事業でもほぼ全てのところで変更契約ということがなされてきたように記憶しておりますけれども、そこら辺の最初からの見積の甘さというか設計段階での設計業務業者と申しますかそこら辺の選定が甘かったのかどうか市当局の見解を聞かせていただいたらと思います。

○原井川政策推進課長

河野委員の御指摘のとおり側面もあるかと思っております。ただ設計の段階では現地調査等もしっかりしているとは思いますが、実際その入札後工事業者が決定した後、さらに詳細な現地調査であるとかいろんな機器の調整、必要性というのを改めて検討した結果、今回のような情勢ということで変更させていただくような流れとなっております。今後もそういったことがなるべく少なくなるようその設計の段階からいろんなことで業者にも話をするようなことは進めていきたいと考えておりますが、そのようなことで御理解をいただいたらと思います。

○河野委員

設計の段階で昨今の関係で言いますと資材費の高騰とかそういったことであれば分かるわけなんですけれども、設計の段階での設計請負契約そこでその業者の責任というものは発生しないのかどうか。いかがなものでしょうか。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時40分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時43分)

○原井川政策推進課長

今ほどの河野委員の御質問ですけれども、業者の責任はという御質問だったかと思っておりますが、現地に実際に入って壁を壊したりとか、そういったことの対応の結果こちらもその必要性を認めた上で変更ということで今回予算の変更契約ということとなっておりますので、そういったことも考慮しながらですけれどもそのほうが有効だという判断ということで業者の責任というのはないのかなと認識をしております。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第76号「CATV整備事業三瓶サブセンター整備工事変更請負契約について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時45分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時45分)

議案第77号「西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について」を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

議案第77号「西予市河川沿い復興公園条例制定について」御説明をさせていただきます。

本条例は、新たな魅力あるまちづくりを進め災害に強いまちづくりを実現することを目的として、野村町野村に整備を行っております西予市肱川河川沿い復興公園の設置及び管理に関する事項を定めるものでございます。

本施設の整備については、平成30年7月豪雨災害による被害から被災者の日常生活を取り戻すことはもちろんのこと、まちを元どおりにするだけではなく活力や潤い、楽しみ等のあふれる新たな魅力あるまちづくりを目指し河川改修を踏まえつつのむら復興まちづくりデザインワークショップでの議論も進め、河川沿いにおける魅力的で地区の特性を生かした空間となるよう取り組んでまいりました。この度、令和6年3月に全体計画の一部自然と憩いのエリアの供用を開始する予定であるため本条例を制定するものであります。

以上説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○信宮副委員長

条例の中に公園内にはスポーツのバスケットコートですかあいうものまでできるかと思うんですけれども、利用者が利用する場合に多分利用料金が発生すると思います。例えば、中学生や高校生が学校帰りにちょっとだけ何人か集まってやってみようや10分か20分かそういった場合でもきちんと届を出して利用料金を払わなければいけないのか。そのあたりはどうなるんでしょうかお伺いします。

○原井川政策推進課長

信宮委員がおっしゃるとおりレクリエーションエリアにおいてそういったスポーツ施設設備を整備する予定としております。

減免のことも条例中で述べておりますけども、具体的に今おっしゃられた学校であるとかそういったところが利用することに関して減免をどうするかというようなことは、今後まだ決まっておりません。今後ほかの市内5町の体育施設多々あると思いますがそういったところも比較検討しながら進め協議させていただいたらと思っております。

○小玉委員

この公園の表示というか名前ですよね。これ長い名前のままするのか、通称の間決まりましたよね。それで掲示するのか、そこら辺どういうふうに考えておりますか。

○原井川政策推進課長

小玉委員がおっしゃられたとおり愛称としてどすこいパークというふうに先日決定をさせていただいております。表示については、公園が令和6年3月に最初に供用開始ということで随時エリアの開園をしていくというような流れでございますが、そういったどすこいパーク愛称せつかく決まりましたので、通常が表示等はどすこいパークを使ってすることで今検討を進めております。

○竹崎委員

資料の第15条に別表第9条関係とあると思うんですが、この金額は標準的なものなのかちょっとピンとこないんで、例えば物品販売その他1平米で1日50円こういう料金が適正なのかどうかこの辺の発想はどういうところから来たのか念のためにお聞きします。

○原井川政策推進課長

利用料の設定についてですが、これは西予市の都市公園条例また西予市児童公園条例ちぬやパークの条例の同額として設定をさせていただいております。近隣他市町大洲市であるとか宇和島市であるとか近隣の他市町の状況も確認いたしました。総じてこういった金額が多いというふうなこともございまして、今回このような金額設定にさせていただきます。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第77号「西予市肱川河川沿い復興公園条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前10時52分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前10時52分)

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち政策推進課所管分を議題といたします。

原井川課長の説明を求めます。

○原井川政策推進課長

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち政策推進課所管分について御説明させていただきます。

まず、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出予算から御説明をさせていただきます。予算書13ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、11目情報推進事業費、10節需用費の光伝送路維持管理事業として電柱の支障移転に伴う光ケーブル張り替えのための修繕料780万円を計上しております。これは、城川町魚成地区での光ケーブルを共架している四国電力柱の老朽化による建て替えにおいて、地権者から同力所への建て替えの同意を得られず、現ルートを迂回するルートで四国電力柱が建て替えることとなり、この影響から四国電力柱に共架している西予市の光ケーブルも迂回ルートで張り替

える必要が生じたためこれに伴う費用として 567 万円、また宇和町伊延西地区において、愛媛県から農地中間管理機構関連農地整備事業に係る電気通信設備移転申請があり、これに伴う光ケーブル移設の費用として 213 万円合計 780 万円を増額するものです。

同じく 20 目復興推進費、復興支援事業として 175 万円を計上しております。内訳といたしまして、12 節委託料において令和 6 年 3 月 17 日に開園予定しております肱川河川沿い復興公園のオープニングセレモニーにおけるサブイベント業務を委託する費用として 100 万円を計上しております。イベントの開催は、のむら復興まちづくりデザインワークショップで慰霊と安全祈願、復興に向けての意気込み、防災広場の使い方などを検討していただいております地元の野村地域自治振興協議会を中心とした実行委員会へサブイベントの業務を委託するよう進めており、その費用として計上するものです。17 節備品購入費においては、肱川河川沿い復興公園内の防災広場の管理を省力化するため自動芝刈ロボットを購入する費用として 75 万円を計上するものです。

続きまして、歳入予算について御説明させていただきます。予算書 10 ページをお開き願います。

15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、2 節地域振興費県補助金、えひめ人口減少対策総合交付金につきまして、既に取り組んでいます U I J ターン保育士支援事業の対象を拡大する要綱改定があり 40 万円を増額するものです。これまで県外から県内の保育所に就職する保育士を対象としておりましたが、要綱の改定により県内の指定保育士養成施設を卒業後出身市町で保育士として就職する場合も認められることとなり、本市において該当者の増加が見込まれたため子育て支援課が歳出予算を計上することに伴い、充当する歳入予算を計上するものでございます。

予算書 11 ページをお開き願います。

20 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、2 節総務費雑入の光ケーブル移転補償費分につきましては、先ほど御説明申し上げました宇和町伊延西地区の移設工事に伴う県からの移転補償費として 191 万 9000 円を計上しております。

次に債務負担行為についての補正について御説明させていただきます。予算書 5 ページをお開き

願います。

広報せいよ印刷製本費でございます。期間は令和 6 年度、限度額は 775 万 7000 円を設定しております。広報「せいよ」につきましては、令和 6 年度第 1 回目の発行予定が 4 月 20 日となることから 3 月から入校や校正作業を行う必要がございます。そのため、2 月には入札を執行し業者と契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

以上、政策推進課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

原井川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

以上で質疑を終結といたします。

議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち政策推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 10 時 59 分)

【教育部】

【教育総務課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 3 分)

これより教育部の審査を行います。

審査に先立ちまして、谷口教育部長より御挨拶をお願いいたします。

○谷口教育部長

谷口教育部長が挨拶を行う。

○宇都宮委員長

それでは教育総務課の審査を行います。

議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち教育総務課所管分を議題といたします。

教育総務課山崎課長の説明を求めます。

○山崎教育総務課長

それでは審査していただきます「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち教育総務課所管分について御説明申し上げます。

教育総務課所管の債務負担行為分につきまして御説明いたします。予算書5ページをお開きください。

西予市スクールバス運行業務委託として、令和6年度1億2205万7000円を限度とした債務負担行為を計上しております。これは令和6年3月末日をもって委託契約が切れる西予市スクールバス23台23路線について令和6年4月から遅滞なくスクールバスの運行を行うことができるよう債務負担行為を設定し、今年度中に契約するものであります。

続きまして予算書20ページをお開きください。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の中学校管理事業55万7000円の増額補正分につきましては、学校で働く教職員等が心身ともに健康で安心して働ける環境を整備し、教員不足が深刻な職場環境の改善につなげる一環として教職員の健康維持、健康回復等のためのマザーズルーム、リフレッシュルームを宇和中学校に設置し付随する備品購入を行うためのものであります。

関連しますが歳入の分です。予算書11ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、10節教育費雑入の50万円につきましては、公立学校共済組合がマザーズルーム、リフレッシュルームの設置に対して上限50万円を支援し付随する備品購入費用の一部を助成する事業を活用しまして50万円の補正としております。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○宇都宮委員長

山崎課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○竹崎委員

健康維持に関して宇和中学校に設置という説明がありました。その期待する効果ということについてもう少し詳しく説明していただけませんか。

○山崎教育総務課長

中学校に整備する理由といたしましては、教職

員の人数が多いということでまずは宇和中学校の整備を行います。そして、その効果検証ですが公立学校共済組合と共同で効果検証を行った上で他校へ導入するとかそういう方面を考えていきたいと思っております。

○竹崎委員

今年度、宇和中学校に設置して効果とか、それからプラスの面、様々な実証実験等そういう取組をした後で市内のほかの4つの中学校にも、または小学校にも大きいところからそういうもの広げていこうという意図もあると考えてよろしいですか。

○山崎教育総務課長

そのとおりでございます。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち教育総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時11分)

【学校教育課】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前11時13分)

これより学校教育課の審査を行います。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち学校教育課所管分についてを議題といたします。

青木課長の説明を求めます。

○青木学校教育課長

それでは審査していただきます「令和5年度西予市一般会計補正予算（第9号）」学校教育課所管分につきまして、御説明申し上げます。補正予算書5ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正として、GIGAスクールドリルソフトライセンス使用許諾料532万4000円、そして給食センター病原性腸内細菌検

査業務委託 239 万 2000 円を計上しております。

1 件目のソフトドリルライセンス使用許諾料につきましては、市内の小中学校において現在推進しております G I G A スクール構想においてドリルソフトのライセンス契約が令和 6 年 3 月末日で満了となることから、来年度の新学期から継続して子どもたちが学校や家庭においてソフトを活用するために契約を締結するものであります。

また 2 件目の学校給食センター病原性腸内細菌検査業務委託料につきましては、市内の給食センター及び調理場で勤務する職員は毎月 2 回赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌 O-157 に係る病原性検査を実施し学校給食業務に従事しております。これは、学校給食安全管理基準に基づくものですが年度で契約を締結しております。よって委託業者との契約が 3 月末で満了となるため、今年度中の 3 月に委託業者を決定し契約を締結しておく必要があるためであります。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○宇都宮委員長

青木課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算（第 9 号）」のうち学校教育課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 17 分)

【消防本部】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 20 分)

審査に先立ちまして、宇都宮消防長の御挨拶をお願いいたします。

○宇都宮消防本部消防長

宇都宮消防長が挨拶を行う。

○宇都宮委員長

それでは議案第 82 号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」防災課平課長の説明を求めます。

○平防災課長

議案第 82 号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」御説明させていただきます。

今回の改正は、対象火気設備等の位置構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されることに伴い、同様の措置を講じるため本条例の一部を改正するものであります。

蓄電池設備の改正につきましては、これまで蓄電池設備は主に業務用の非常用電源などとして設置される設備でありましたが、近年は一般家庭でも日中に太陽光で発電した電気を蓄え夜間の電力として使用するための設備として普及が進んでおり、脱炭素社会の実現に向けてさらなる普及の拡大や大容量化が見込まれております。一方、蓄電池設備の火災予防条例の現行の基準は主に開放型の鉛蓄電池を想定して規定されており、材料、構造等の多様化が進んでいること、J I S 等の標準規格で出火防止措置や延焼防止措置等が盛り込まれるようになってきたことなどから、一定の出火防止措置が講じられたものについては規制を緩和するものでございます。具体的には、資料の改正の概要を御覧ください。

まず、火災予防条例第 13 条では規制単位をアンペアアワーセルからキロワット時に改め、10 キロワット時以下のもの及び 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のもので一定の防火措置が講じられたものは規制対象外となります。

また、屋外に設ける蓄電設備について一定の延焼防止措置が講じられたものについては離隔距離が不要となります。火災予防条例第 44 条では、届出の対象を 20 キロワット時を超えるものとなります。

次に、資料の 2 ページ目を御覧ください。

中央の写真は、厨房用の固定型の炭火焼き器でございますが、これまで建築物等の可燃物の物品までの離隔距離が最大 3 メートル必要でしたが、

安全基準が定められたことにより右の別表3の赤で囲んだ部分を新たに追加して最大でも1メートルの離隔距離に緩和するものでございます。

以上よろしく御審議の上御決定いただきますようお願いいたします。

○宇都宮委員長

平課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第82号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時27分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前11時28分)

これより議案第94号「西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について」を議題といたします。平課長の説明を求めます。

○平防災課長

議案第94号「西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負契約について」御説明をさせていただきます。

西予市消防本部署新庁舎の建設に合わせて、耐用年数を迎える消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの更新事業を進めてまいりました。両システムにつきましては、令和7年4月1日から新たに管轄となる三瓶町を含めた西予市全域をカバーするもので高機能指令業務と無線の不感地帯減少を実現するものであります。

本工事につきましては、最新技術を駆使しながら災害対策を支援でき震災対応も含めた総合的な消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの効果的な導入を目指すため、価格のみによる競争だけでなく実績に基づく企画力、技術力及び経験に優れた業者に発注することを目的として、

公募型プロポーザルによる提案型としております。11月1日からホームページにより公募を開始しましたが、参加を表明した業者は1社のみでございました。実施要領において1社のみでも本プロポーザルを実施すると規定しているため予定どおり11月28日にプレゼンテーションを行っております。業者選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの評価を行いましたところ採用基準点数を上回っておりますので、受託候補者に推薦いただきました。

よって、本工事請負業者につきましては、株式会社富士通ゼネラル四国支店支店長小谷廣和氏と工事請負金額3億5200万円で12月4日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めます。

以上、よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

平課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○信宮副委員長

新消防庁舎の建設に伴い新しいものに変えるという意味合いもあると思いますが、消防指令システムやはり年々進化をしておりますいろいろな情報が出るようになってくると思うんですけども、新しいシステムを入れることによってまたどんな機能が加わってるかどうか分かんないですけど、そういう機能があつたら教えてもらいたいのと今回のシステム大体耐用年数はどれぐらいもつのか教えていただけますでしょうか。

○平防災課長

本指令システムにつきましては、30年の豪雨災害の通信指令の対応を倍増できるぐらいの対応ができるようなシステムとなっております。また、気象観測システムも導入いたしまして風の強い日等の対応も気象状態を加味した現場活動にできると想定しております。また、耐用年数でございますが基本的には10年の耐用年数となっております。

○河野委員

工事ですけれども新しくできる新庁舎を対象として各野村とかほかの救急出張所はつなぐのは分かるんですけども、この工事場所を見ると現庁

舎もその工事対象になっておりますけれども今の現庁舎のシステムと一緒に更新するというのですか。

○平防災課長

現庁舎の部分につきましては、撤去の費用の部分が入っておりますので現庁舎の工事が入っていると思われま。

○宇都宮委員長

そのほか質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結いたします。

議案第 94 号「西予市消防本部消防指令システム及び消防救急デジタル無線システム更新工事請負請負契約について」原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前 11 時 34 分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前 11 時 36 分)

議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 9 号)」のうち消防本部所管分についてを議題といたします。

消防総務課山本課長の説明を求めます。

○山本消防総務課長

議案第 90 号「令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 9 号)」消防本部所管分について説明させていただきます。

今回の補正は八幡浜地区施設事務組合負担金事業と消防吏員制服等貸与事業及び消防団管理運営事業に係る補正を行うものでございます。それでは、予算書の 8 ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の部でございますが、9 款消防費補正前の額は 17 億 4658 万 3000 円でございます。今回補正額の 239 万円を減額させていただき合計 17 億 4419 万 3000 円になるものでございます。財源の内訳といたしましては、一般財源が 239 万円の減額となるものでございます。

今回の補正額のうち消防本部所管分の詳細につきまして御説明をさせていただきます。予算書の

19 ページをお開きください。

9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費補正前の額は 7 億 6133 万 2000 円補正額 344 万円を減額し 7 億 5789 万 2000 円になるものでございます。補正額の財源内訳につきましては、一般財源を 344 万円減額するものでございます。事業概要につきましては、八幡浜地区施設事務組合負担金事業では人件費を含めた決算見込みと前年度繰越金の確定及び負担割合の変更などに伴い一般会計負担金を 6 万円増額、特別会計負担金を 410 万 9000 円減額し合計 404 万 9000 円を減額するものでございます。

次に消防吏員制服等貸与事業では、令和 6 年度新規採用候補者を当初より 3 人増員したことにより 60 万 9000 円増額するものでございます。

続きまして予算書の 20 ページをお開きください。

9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費補正前の額は 1 億 6153 万 1000 円補正額 105 万円を増額し 1 億 6258 万 1000 円になるものでございます。補正額の財源内訳につきましては、一般財源を 105 万円増額するものでございます。事業概要につきましては、消防団管理運営事業で高山分団第 3 部と三島分団第 5 部の消防団詰所においてシロアリ被害が発生しておりましてシロアリ防除及びそれに伴う修繕を行うため 105 万円を増額するものでございます。

以上「令和 5 年度西予市一般会計補正予算(第 9 号)」消防本部所管分についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○宇都宮委員長

山本課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○信宮副委員長

先ほどの説明の中に、八幡浜地区施設事務組合の負担金ですけれども、負担金の割合が変わったというふうなことを言われたかと思うんですけれども、それはどういうふうに変ったのか教えていただけますでしょうか。

○山本消防総務課長

負担金の割合について説明させていただきます。事務組合予算では、人口や基準財政需要額によ

って各市町の負担割合が決定いたします。一般会計においては、均等割 50%、人口割 50%で人口数は国勢調査数字を使うことから5年に1度の変更となります。

消防特別会計におきましては、当該年度の基準財政需要額を使うことから当該年度に入ってから負担割合を決定し、当初予算計上時には前年度の基準財政需要額を仮に使用して負担割合を算出し、新たな数字の正式発表後に再計算をして、負担割合の変更が生じた場合には差額を補正予算に計上することとしております。この度、前年度の16.9%から16.8%の西予市の負担割合となっております。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時43分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前11時45分)

そのほか質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

それでは以上で質疑を終結といたします。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち消防本部所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時46分)

【議会事務局】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午前11時48分)

これより議会事務局の審査を行います。審査に先立ちまして、議会事務局片山事務局長の御挨拶をお願いいたします。

○片山議会事務局長

片山議会事務局長が挨拶を行う。

○宇都宮委員長

それでは、議会事務局の審査を行います。

議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち議会事務局所管分についてを議題といたします。

片山議会事務局長の説明を求めます。

○片山議会事務局長

それでは、議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」議会事務局所管分について御説明いたします。予算書5ページをお開きください。

第2表債務負担行為の議会だより印刷製本費についてであります。議会だよりは、原則1冊16ページで1回における発行部数を次年度より200部減とし1万7300部を年4回定例会開催月の翌月20日前後に発行するものでございまして、市内全戸配布及び県内外の市議会などに送付することとしております。

今回の債務負担行為は令和6年第1回定例会の3月号が4月20日発行日となるため3月から編集入稿の作業を行う必要がございます。そのためには、2月には入札を執行し業者と委託契約を締結する必要があることから、債務負担行為をするものであります。期間は令和6年度、限度額は209万1000円であります。

以上御審議の上御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○宇都宮委員長

片山議会事務局長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○宇都宮委員長

ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第90号「令和5年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち議会事務局所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○宇都宮委員長

挙手全員により当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩を告げる。(休憩 午前11時51分)

【請願審査】

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後1時00分)

これより請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」についてを議題といたします。

請願の内容につきましてはタブレットに配信しております。説明に和気議員が来ていただいておりますので、説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○和気議員

タブレットに配信してある以上のことはあれなんですけど、昨年も同じ請願ほとんど同じなんですけども、どうも後から聞いてみるとこの請願は市に出したというふうに勘違いをされておった方がおられて最初にこれは国に無償化を求める意見書を上げる請願でございます。そのこと先に述べさせてもらって請願趣旨をちょっと読み上げてみたいと思います。

請願趣旨、食は生きていく上で最も大切なものです。子どもたちの命と安全、生きる力、発達を保障するための学校給食の果たす役割はますます大きくなっています。子どもの貧困増大や食材など物価の高騰と非正規雇用の増加など貧困と格差が広がっています。こうしたことを背景に、自治体による学校給食費の保護者負担を軽減する独自の補助制度が全国で3割を超える自治体に広がり、全額補助を行っている自治体も増えています。一方では食材の高騰から給食費を引上げざるを得ない自治体も増え、給食現場でも食材調達の困難が増大しています。憲法第26条2項では義務教育はこれを無償するとされており、教育の一環である学校給食は今こそ国の責任で無償化すべきだと考えます。

以上の趣旨から下記事項を実現するため地方自治法第120条の規定により、政府及び関係機関に意見書を提出することを請願しますとしております。意見書案は別ページに出てると思うんですが、もうこの学校給食の無償化はいろんな情勢は皆さんよく御存じだろうと思います。少子化対策とあわせて経済対策、子どもを貧困から守るということではなかろうかと思ひます。私から以上です。なんかありましたら。

○宇都宮委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時4分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後1時15分)

ただいまの請願内容について御意見をいただければと思ひます。

○森川委員

継続審査にしてまた3月議会で意見を出すようにしたらと思ひます。

○宇都宮委員長

そのほかございせんか。

○信宮副委員長

この請願につきましては、昨年の請願と全く一緒でありまして、請願の趣旨また意見書案ともに憲法では義務教育はこれを無償化するなので学校給食費も無償化すべきと書かれておりますけれども、学校給食法の中では食材費については保護者が負担するものと明記されておりまして、現在全国的だと思ひますけれども要保護及び準要保護の児童生徒、特別支援学校の児童生徒につきましては無償化されている状態です。自治体によってばらばらな対応もどうかと思ひますので、これは国の動向も見極めながら対応になるかと思ひますけれども、今回の請願は賛成出来かねるところがあります。

○河野委員

今の信宮委員の意見に賛成であります。

学校給食だけ無償化にするというのでは、学校教育、憲法ではこれを無償とするとありますけれども、ほかにもまだまだ保護者負担があるかと思ひます。そういったことを考えて今回は不採択の意見に賛成であります。

○宇都宮委員長

そのほかございせんか。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時17分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後1時22分)

森川委員から継続審査という案も出たんですが、これに対して継続審査するのもしないのかをまず決定したいと思ひます。

まず、継続審査したほうがよいと思われる方はおられますか。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

継続審査しないでここで決めたいという方挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○宇都宮委員長

継続審査しないという方が多数でございますので、継続審査はしないということに決定させていただきたいと思ひます。

暫時休憩を告げる。(休憩 午後1時23分)

○宇都宮委員長

再開を告げる。(再開 午後1時28分)

請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手する者なし]

○宇都宮委員長

挙手がないということで、請願第3号「学校給食の無償化を求める請願」については当委員会としては、不採択とすることに決しました。

それでは本日予定されておりました議案審査が全て終了いたしましたので、これにて令和5年第4回定例会総務常任委員会を閉会いたします。

閉会 午後1時31分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会総務常任委員長

宇都宮 俊文